

レッドデータブック植物編の改訂について

希少野生動植物の保護

地球上には、多種多様な野生動植物が生息・生育している。これらの野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、人類の豊かな生活に欠くことのできないものである。

しかしながら、人間活動による生育地の破壊や減少、さらには乱獲や外来生物による生態系の攪乱等により、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕している。

急激な動植物種の減少は生態系のバランスに変化をもたらし、私たちの生活基盤にも影響を及ぼすことが懸念される。多種多様な動植物種を保存し、人と野生動植物との共存を図っていくためには、野生動植物の生息・生育環境の保全や乱獲の防止、絶滅のおそれのある種の保護・管理など、生物多様性の保全に向けた様々な取り組みが必要である。

野生動植物を人為的に絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要がある。このため、国や各地方自治体においては、「レッドリスト」や「レッドデータブック」が作成されている。

また、平成5年4月には「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」（「種の保存法」）が施行され、希少野生動植物種指定による捕獲・譲渡の禁止や保護増殖事業の実施等、各種の措置を講じていく仕組みが整備された。現在は、この法律をはじめ、レッドデータブック等の活用により、希少野生動植物の保護が図られているところである。

このような中、平成20年6月には、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、「生物多様性基本法」が施行され、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。

また、平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」で採択された「愛知目標」や平成24年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための生息・生育環境の整備の推進が目標の一つとして位置付けられるなど、希少野生動植物の保護の重要性が高まってきている。

茨城県版レッドデータブック植物編改訂の必要性

茨城県には、タチスミレ、オオウメガサソウ、ミヤマスカシユリなどをはじめ、希少な野生植物が生育している。これらの保護を図るためには、野生植物の現状を的確に把握し、適切な施策を講じることが必要であることから、本県では、「茨城における絶滅のおそれのある野生生物〈植物編〉」を平成9年3月に作成し、希少野生植物保護対策の基礎資料として活用を図ってきたところである。

また、平成16年3月には、「茨城県希少野生動植物保護指針」を策定し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、開発事業を行う際の手続きや今後実施すべき保護施策について取りまとめを行った。

野生植物の生育状況は常に変化しており、レッドデータブックにおける評価は、一定期間の後には見直すことが必要である。県内でも、各地の植物調査が進み、生育地の環境の変化や新たな生育地が見つかるなどの多くの情報集積がなされてきたことから、平成22年3月に専門

家からなる「茨城における絶滅のおそれのある野生植物種の見直し検討委員会」（委員長：中崎保洋 茨城生物の会理事）を設置し、県内の野生植物の現状について詳細な検討を行い、平成 24 年 2 月に新たなレッドリストとして取りまとめた。

今回作成したレッドデータブックは、平成 24 年に改訂したレッドリストについて、個々の種についての生育状況や減少の理由について解説を加えたものである。さらに、国の第 4 次レッドリストの評価や最新の知見により、一部見直しを行い、追加変更したものである。

県内における絶滅のおそれのある野生植物の現状と保護の大切さについて考えるきっかけとするほか、各種開発や計画等において希少植物保護への配慮を促すなど、絶滅のおそれのある種の保存をはじめとする生物多様性の確保に関する施策を推進していくための基礎資料として活用を図っていくこととしている。

レッドリスト・レッドデータブックについて

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生動植物種を選定し、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価してリスト化したものである。

また、このレッドリストに掲載された種について、絶滅のおそれのある原因や生育状況等について詳しく解説し取りまとめたものがレッドデータブックである。

昭和 41 年に国際自然保護連合 (IUCN) が世界の絶滅のおそれのある野生生物をレッドリストとして初めて公表したのが始まりで、この第 1 版の表紙が赤い色をしていたことから、レッドデータブックやレッドリストと呼ばれるようになった。

国内では、平成元年の（財）日本自然保護協会と（財）世界自然保護基金日本委員会による「我が国における保護上重要な植物種の現状」の発刊を契機にレッドデータブックの整備が進み、環境省では、平成 3 年以降、主要な生物群についてレッドデータブックの整備を行っている。新たな情報や知見を反映するための改訂も行われており、平成 24 年には新たな第 4 次レッドリストが取りまとめられ公表された。

また、地方自治体においても、それぞれの地域性を配慮しながら、独自のレッドリストやレッドデータブックが整備されている。

検討委員会及び写真提供者

茨城県版レッドデータブック植物編の改訂にあたっては、前記の「茨城における絶滅のおそれのある野生植物種の見直し検討委員会」を移行した「茨城県版レッドデータブック植物編検討委員会」を設置し、内容について詳細な検討を行うとともに、多くの関係者からのご協力をいただき、取りまとめを行った。

○茨城県版レッドデータブック植物編検討委員会（敬称略）

委員長 中崎 保洋 茨城生物の会理事
安嶋 隆 茨城県立日立第二高等学校教諭
内山 治男 大成女子高等学校教頭
小幡 和男 ミュージアムパーク茨城県自然博物館副参事兼企画課長
小菅 次男 茨城生物の会会長
福田 良市 茨城県霞ヶ浦環境科学センター嘱託員
藤田 弘道 茨城生物の会理事
安 昌美 茨城生物の会理事

○協力者（敬称略）

海老原 淳 国立科学博物館植物研究部研究員
岡 利雄 日本シダの会会員
成島 明 前ミュージアムパーク茨城県自然博物館学芸嘱託員
野口 達也 日本スゲの会副会長

○写真提供者（敬称略） （ ）内は撮影者略記名

安嶋 隆（安嶋） 内山 治男（内山） 大内 董（大内）
大津 昭治（大津） 小幡 和男（小幡） 小池 修（小池）
小松崎 茂（小松崎） 清水 修（清水） 高田 和男（高田）
中崎 保洋（中崎） 中庭 正人（中庭） 成島 明（成島）
福田 良市（福田） 藤田 弘道（藤田） 丸山 友一（丸山）
宮本 卓也（宮本） 村上 廣美（村上） 森本 泰弘（森本）
安 昌美（安）

茨城県の地域区分図

